

# 藤沢市勤労者生活資金融資制度

## ◆制度概要

市内に居住または勤務する勤労者の皆さんの生活の安定と向上に役立てていただくため、中央労働金庫との提携で低利に生活資金を融資する貸付制度です。

融資は中央労働金庫が行い、借入れの際には審査があります。

※本制度は予算の範囲内で行うものであり、上限に達した場合は、新規申請の受付を中止します。

## ◆対象者

市内に居住、または市内事業所に勤務している勤労者の方

※勤労者…雇用されて給与をもらっている方です。事業主の方は含みません。

## ◆制度内容

1. 融資限度額・・・300万円
2. 返済期間・・・10年以内（50万円以下の場合3年以内）

## ◆資金使途（使途が明確でない場合は、貸付できません）

- ① 自己または家族の居住用家屋の増改築・修繕費及び太陽光発電設備設置費
- ② 自己または家族の冠婚葬祭費
- ③ 自己または家族の医療費
- ④ 自己または家族の出産費
- ⑤ 自己または家族の教育費
- ⑥ 自己または家族の技能・資格取得費
- ⑦ 自己または家族のボランティア・余暇活動費
- ⑧ 自己または家族の耐久消費財購入費
- ⑨ 自己または家族の介護費
- ⑩ 自己の育児・介護休業期間中の生活費
- ⑪ 自己の貸金遅欠配費

※⑤については4年以内、⑩については1年以内の元金据置期間（返済期間に含む。）を設けることができます。



## ◆融資利率

年1.0%～2.3%（使用用途によって異なります。）

※別途保証料が上記金利に上乗せとなります。

## ◆申請手続

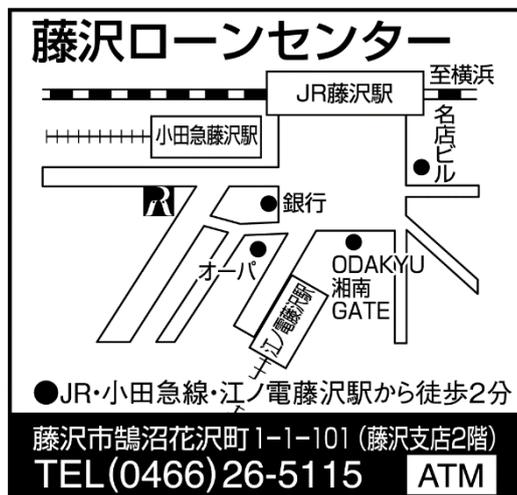
融資を受けようとする方は、中央労働金庫所定の借入申込書でお申込みください。

（資金使途により添付書類は異なりますので、お電話にてご確認ください。）

## ◆融資や審査・手続きについての問い合わせ◆

中央労働金庫藤沢支店または藤沢ローンセンター

※藤沢ローンセンターは土日営業（火・水・祝日定休）



中央労働金庫は労働金庫法により、労働組合などを中心とする会員によって構成され、勤労者の生活を守り向上させることを目的とした金融機関です。一般の金融機関と異なり、営利を追求せず、勤労者の福祉増進のために運営されています。



## ◆制度の内容についての問い合わせ◆

藤沢市産業労働課 労政担当

藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎8階

## ◆市ホームページリンク◆

藤沢市勤労者生活資金融資制度

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/roudoukaikan/seikatsushikin.html>



2026年4月作成